

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

JMU ビジネス・サポート株式会社横浜支店（以下、甲という）と JMU ビジネス・サポート横浜支店労働者代表（以下、乙という）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更された場合、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤費補助、退職手当及び特別勤務手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の 2 のとおりとする。

2 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、別表 1 に示す「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」とする。

3 地域調整については、派遣先の事業所所在地が神奈川県横浜市に限られることから、通達別添 3 に定める「地域指数」の「横浜」を用いるものとする。

4 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 5 条のとおりとする。

5 通勤費補助については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。

6 退職手当については、基本給及び賞与に含むものとし、第 7 条のとおりとする。

7 特別勤務手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 8 条のとおりとする。

（対象従業員の賃金）

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 の通りとする。

2 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

3 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

Aランク：10年 Bランク：3年 Cランク：0年

4 甲は、第 9 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、時間給単価の改訂を行うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

（時間外労働手当）

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規程第 14 条・第 15 条・第 16 条に準じて、法律の定めに従って支給する。



(通勤費補助)

第6条 対象従業員の通勤費補助は、通勤費補助規程第2条・第3条・第4条に準じて、実費に相当する額を支給する。

(退職手当相当額)

第7条 対象従業員の退職手当相当額は、一般基本給・賞与の総額の5%の額を見込むものとし、別表1の3のとおりとする。ただし、60歳を超えた社員には、退職金規程において退職手当の支給がないことから、同規程に準じて、別表1の2のとおりとする。

2 退職手当相当額の受給に必要な最低勤続年数は、退職金規程に準じて、3年とする。

(特別勤務手当)

第8条 対象従業員の特別勤務手当は、賃金規程第18条・第19条・第20条に準じて、支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、年度ごとに行う人事考課を活用する。人事考課は公正に評価することとし、その方法は社員制度規程細則第3条・第4条・第5条・第6条を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。

2 賞与の決定は、年度ごとに行う勤務成績を活用する。勤務成績は公正に評価することとし、その方法は賞与制度第6条2項2号に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則第64条から第76条の規程を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規程する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員育成計画およびフォロー表」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項については、別途、甲乙で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

本協定書の締結を証するために甲が本書を2通作成し、甲乙が記名押印後、双方が1通ずつ保管する。

2026年2月27日

横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号
(甲) JMUビジネス・サポート株式会社 横浜支店
支店長 和田 章



横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号
(乙) JMUビジネス・サポート株式会社 横浜支店
労働者代表 前崎 智美



【別表1】

00605 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）

			基準値	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	00605 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）	通達に定める職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,184	1,347	1,442	1,478	1,582	1,690	2,100
2	職業安定業務統計による地域指数	112.3	1,330	1,513	1,620	1,660	1,777	1,898	2,359
3	退職手当 5%上乗せ		1,397	1,589	1,701	1,743	1,866	1,993	2,477

※1 1の金額は、「職発0825第1号(令和7年8月25日)別添2」の「00605 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）」による。

※2 2の金額は、1に地域指数を乗じて、1円未満の端数を切り上げた額。

※3 3の金額は、2に1.05を乗じて、1円未満の端数を切り上げた額。

※4 通勤費補助は、別途支給。

※5 神奈川県別の地域別最低賃金額は1,225円(令和7年10月1日時点)。

※6 職業安定業務統計による地域指数は、「職発0825第1号(令和7年8月25日)別添3」記載の「1401 横浜計」の数値。

03301 総務事務員

			基準値	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	03301 総務事務員	通達に定める職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,203	1,369	1,465	1,501	1,607	1,717	2,134
2	職業安定業務統計による地域指数	112.3	1,351	1,538	1,646	1,686	1,805	1,929	2,397
3	退職手当 5%上乗せ		1,419	1,615	1,729	1,771	1,896	2,026	2,517

※1 1の金額は、「職発0825第1号(令和7年8月25日)別添2」の「03301 総務事務員」による。

※2 2の金額は、1に地域指数を乗じて、1円未満の端数を切り上げた額。

※3 3の金額は、2に1.05を乗じて、1円未満の端数を切り上げた額。

※4 通勤費補助は、別途支給。

※5 神奈川県別の地域別最低賃金額は1,225円(令和7年10月1日時点)。

【別表2-1】退職金 無し

00605 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）

等級	職務の内容	基本給	賞与	手当	合計	対応する 一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する 一般の労働者の能力・経験
A ランク	管理職として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、その経験に基づき難易度が高い特殊事例についても十分な判断力を有し、専門分野に加えて関連分野に関する指導ができる者)	1,670	239	0	1,909～	1,898	10年
B ランク	総括者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、関連分野における広範な知識を有し、専門分野・関連分野において他のエンジニアを指導することができる者)	1,461	209	0	1,670～	1,660	3年
C ランク	担当者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理についての専門基礎知識・業務基礎知識に加え、関連分野における基礎知識を有する者)	1,170	167	0	1,337～	1,330	0年

- 備考1 賞与については、前年度の勤務成績に基づき、ベース1.00、最高1.20の範囲で査定する。
ただし、業績が顕著な場合は最高2.00の範囲内で、業績が特に劣る場合は、最低0.80の範囲で査定する。
- 備考2 勤務成績が評価できない対象従業員については、Cランクをベースとして支給する。
- 備考3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、月給を月の所定労働時間数で除して、時給換算した額により比較するものとする。
- 備考4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、賞与額は、JBSの標準的水準が年2カ月であることから、時給の約15%弱相当の額により比較するものとする。
- 備考5 時給に含まれる手当額はない。

【別表2-1】退職金 無し

03301 総務事務員

等級	職務の内容	基本給	賞与	手当	合計	対応する 一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する 一般の労働者の能力・経験
A ランク	管理職として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、その経験に基づき難易度が高い特殊事例についても十分な判断力を有し、専門分野に加えて関連分野に関する指導ができる者)	1,698	243	0	1,941～	1,929	10年
B ランク	総括者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、関連分野における広範な知識を有し、専門分野・関連分野において他のエンジニアを指導することができる者)	1,485	212	0	1,697～	1,686	3年
C ランク	担当者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理についての専門基礎知識・業務基礎知識に加え、関連分野における基礎知識を有する者)	1,190	170	0	1,360～	1,351	0年

- 備考1 賞与については、前年度の勤務成績に基づき、ベース1.00、最高1.20の範囲で査定する。
ただし、業績が顕著な場合は最高2.00の範囲内で、業績が特に劣る場合は、最低0.80の範囲で査定する。
- 備考2 勤務成績が評価できない対象従業員については、Cランクをベースとして支給する。
- 備考3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、月給を月の所定労働時間数で除して、時給換算した額により比較するものとする。
- 備考4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、賞与額は、JBSの標準的水準が年2カ月であることから、時給の約15%弱相当の額により比較するものとする。
- 備考5 時給に含まれる手当額はない。

等級	職務の内容	基本給	賞与	手当	合計	対応する 一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する 一般の労働者の能力・経験
A ランク	管理職として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、その経験に基づき難易度が高い特殊事例についても十分な判断力を有し、専門分野に加えて関連分野に関する指導ができる者)	1,670	239	95	2,004～	1,993	10年
B ランク	総括者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、関連分野における広範な知識を有し、専門分野・関連分野において他のエンジニアを指導することができる者)	1,461	209	83	1,753～	1,743	3年
C ランク	担当者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理についての専門基礎知識・業務基礎知識に加え、関連分野における基礎知識を有する者)	1,170	167	67	1,404～	1,397	0年

- 備考1 賞与については、前年度の勤務成績に基づき、ベース1.00、最高1.20の範囲で査定する。
ただし、業績が顕著な場合は最高2.00の範囲内で、業績が特に劣る場合は、最低0.80の範囲で査定する。
- 備考2 勤務成績が評価できない対象従業員については、Cランクをベースとして支給する。
- 備考3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、月給を月の所定労働時間数で除して、時給換算した額により比較するものとする。
- 備考4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、賞与額は、JBSの標準的水準が年2カ月であることから、時給の約15%弱相当の額により比較するものとする。
- 備考5 時給に含まれる手当額はない。

等級	職務の内容	基本給	賞与	手当	合計		対応する 一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する 一般の労働者の能力・経験
A ランク	管理職として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、その経験に基づき難易度が高い特殊事例についても十分な判断力を有し、専門分野に加えて関連分野に関する指導ができる者)	1,698	243	97	2,038～	≒	2,026	10年
B ランク	総括者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理について高度な専門・業務知識に加え、関連分野における広範な知識を有し、専門分野・関連分野において他のエンジニアを指導することができる者)	1,485	212	85	1,782～		1,771	3年
C ランク	担当者として船舶機器製造/修理を行うエンジニアリング(各種船舶機器の製造/修理についての専門基礎知識・業務基礎知識に加え、関連分野における基礎知識を有する者)	1,190	170	68	1,428～		1,419	0年

- 備考1 賞与については、前年度の勤務成績に基づき、ベース1.00、最高1.20の範囲で査定する。
ただし、業績が顕著な場合は最高2.00の範囲内で、業績が特に劣る場合は、最低0.80の範囲で査定する。
- 備考2 勤務成績が評価できない対象従業員については、Cランクをベースとして支給する。
- 備考3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、月給を月の所定労働時間数で除して、時給換算した額により比較するものとする。
- 備考4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するにあたっては、賞与額は、JBSの標準的水準が年2カ月であることから、時給の約15%弱相当の額により比較するものとする。
- 備考5 時給に含まれる手当額はない。